

# (仮称) 事業継続支援緊急対策事業補助金

## (新しい生活様式対応支援)のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の事業継続を支援するため、店舗・事業所の新型コロナウイルス感染症感染防止対策に要する経費の一部を補助します。

### 対象となる事業者

○青森市内に所在する事業所・店舗等で事業を行っている事業者で青森市内及び市外に本店を有する中小企業または小規模事業者等（個人事業主含む）

【対象業種】日本標準産業分類による下記の業種に該当するもの【全19業種】

- ・大分類I-中分類50～60 卸売、小売業 例) 食料品小売業、衣料品小売業 等
- ・大分類M-中分類76～77 飲食サービス業 例) 食堂、仕出し料理屋 等
- ・大分類K-中分類70 物品賃貸業 例) 貸衣しょう業 等
- ・大分類L-中分類74 技術サービス業（他に分類されないもの） 例) 設計コンサルタント業、写真業 等
- ・大分類N-中分類78 洗濯・理容・美容・浴場業、79 その他の生活関連サービス業 例) クリーニング業 等
- ・大分類O-中分類82 その他の教育、学習支援業 例) 学習塾、音楽教授業、外国語会話教授業 等
- ・大分類P-中分類83 医療業のうち療術業 例) あん摩・指圧業、針灸業、柔道整復業 等

※「青森県観光安全安心推進事業費補助金（令和2年10月27日実施）」の対象事業者は対象外です。

※令和元年12月末日までに納期限が到来した市税に未納がある場合は対象外です。

※市外に本店（個人にあっては住所）を有する事業者については、所在する自治体の市税等に未納がある場合は対象外です。

### 対象となる経費

事業所・店舗等における飛沫感染や接触感染、近距離会話対策等で令和2年4月1日から申請日までに要した経費を算定基礎とし、事業継続に必要な経費 ※裏面参照

### 補助額

補助対象経費の8割相当額または10万円のいずれか低い額（下限1万円）  
1事業者あたり上限30万円（1事業所・店舗につき上限10万円、3事業所・店舗まで）

### 申請期間等

令和2年12月中旬より申請受付予定

申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて原則郵送で申請してください。

※申請書（様式）は、事業実施が決定し次第、青森市ホームページ掲載します。

【郵送先】〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 青森市役所経済政策課 宛

### 手続きに必要な書類等

1 事業継続支援緊急対策事業補助金交付申請書兼請求書(様式1号)及び 対象者とわかるもの

※対象者とわかるもの

①営業許可証等の写し、店舗や塾教室の写真等

②決算書の写し 個人：確定申告書の写し（第1表、青色申告決算書または収支内訳書）

法人：決算報告書の写し（表紙、貸借対照表、損益計算書、法人事業概況説明書）

※市外に住所を有し、法人番号を持たない個人事業主等の小規模事業者にあつては、住民票の写し等

※市外に本店（個人にあっては住所）を有する事業者にあつては、所在する自治体の直近の完納証明書等

※青森市事業継続支援緊急対策事業補助金（令和2年5月1日実施・6月4日実施・7月1日実施）において交付決定を受けた事がある事業者については、上記「対象者とわかるもの」を省略可能です。

2 事業完了内容確認書類（領収書、納品書、工事内訳書の写し、機器設置、工事後の写真等）

### 【お問合せ先】

青森市経済政策課 ☎017-734-2403、017-734-2376、017-734-5227

青森市危機管理課 新型コロナウイルス感染症特別対策室 事業継続支援チーム ☎017-734-5132

補助対象 19 業種

日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)

大分類	コード	中分類
I 卸売業, 小売業	50	各種商品卸売業
	51	繊維・衣服等卸売業
	52	飲食料品卸売業
	53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
	54	機械器具卸売業
	55	その他の卸売業
	56	各種商品小売業
	57	織物・衣服・身の回り品小売業
	58	飲食料品小売業
	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業
K 不動産業, 物品賃貸業	68	不動産取引業
	69	不動産賃貸業・管理業
	70	物品賃貸業

大分類	コード	中分類
L 学術研究, 専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
	73	広告業
	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
M 宿泊業, 飲食サービス業	75	宿泊業
	76	飲食店
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業, 娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
	79	その他の生活関連サービス業
	80	娯楽業
O 教育, 学習支援業	81	学校教育
	82	その他の教育, 学習支援業
P 医療, 福祉	83	医療業(うち療術業)
	84	保健衛生
	85	社会保険・社会福祉・介護事業

補助対象経費参考表

補助対象経費		
目的	例	対象
衛生環境の整備	非接触型検温器、サーモグラフィ	○
	従業員用フェイスシールド	○
	アルコール自動噴霧器	○
	次亜塩素水生成器	○
	オゾン発生器	○
	アクリル板・パーテーションの設置	○
	透明ビニールカーテン・飛沫防止シート	○
	トイレの改修(自動開閉蓋、自動洗浄の導入 等)	○
	抗菌素材の床、壁紙等への張り替え	○
	抗菌量の導入	○
換気の向上	ドアノブ、手すり等、高頻度接触部位の抗菌コーティング	○
	スリッパ等滅菌設備の導入	○
	空調設備(高効率換気機能)の導入又は強化	○
	エアコン(外気換気、空気清浄又は除菌機能がある一体型)	○
	換気のための網戸設置	○

補助対象経費		
目的	例	対象
密集・接触の回避	非接触型設備(タッチレス水栓、自動ドア等)の導入	○
	キャッシュレス決済の導入	○
	自動精算機(セルフレジ)	○

補助対象外経費		
目的	例	対象
消耗品	使い捨てマスク、使い捨てスリッパ、使い捨て箸	×
	消毒用ハンドボトル(消毒液入)、詰め替え用消毒液	×
物品	通常のエアコン	×
	空気清浄機	×
	清掃用具	×
その他	車両の更新	×
	物品等の導入による水道光熱費の増	×
	3密回避による業務増に伴う人件費の増	×

※物品等(消耗品を除く。)の購入費、設備等の工事費、機器、設備等のリース料又はレンタル料が補助対象経費となります。

※補助対象経費は消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

※国、県及び市等から助成金等の交付を受けている補助対象経費がある場合、当該補助対象経費は補助対象外とします。

※一覧表に記載されたものはあくまで(例示)であり、具体的な対策の内容や効果により対象となる場合や対象外となる場合があります。